

委員ご質問への回答

<本間委員>

【全体として】

【質問1】

避難計画の作成は、深層防護の重要な第5層であり、緊急時の実効性ある避難計画の作成とその推進体制の確保は原発再稼働の不可欠の大前提であると考えています。柏崎市もそのような認識であると考えてよろしいでしょうか？

【回答】

避難計画は、原子力発電所が存在し、そこに燃料がある限り、稼働しているか否かに関わらず策定し、継続的に充実・強化を図って行くべきものです。

この計画の実効性を高める取組には、終わりが無いものと考えています。このため、県とともに訓練を重ね、明らかになった課題について関係者で解決に向けて取り組み、その結果を計画に反映することを繰り返すことによって、避難計画の実効性を高めているところです。

また、内閣府が設置しました柏崎刈羽地域原子力防災協議会の枠組みの下、柏崎刈羽地域の地域防災計画・避難計画の充実・強化に向けて、関係自治体等と一体となって検討を重ねているところです。

【質問2】

実際に作成された避難計画が、「実行性のある」ものであるか否かを判断するのはどなた（またはどの組織）でしょうか？

【回答】

市では、防災基本計画、原子力災害対策指針等を基に市地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、当市の防災に関する重要事項を審議する市防災会議において審議いただき承認を得ております。また、市広域避難計画は、この地域防災計画に基づき、県広域避難計画との整合性を図った上で策定しています。

災害への備えに終わりはなく、広域避難計画においても同様であります。広域避難計画を含む緊急時の対応が、原子力災害対策指針等に基づき具体的かつ合理的であるかを確認するため、原子力防災訓練の実施とその検証を重ね、その課題を計画に反映し、広域避難計画の実効性を高めています。今後も、国、県、関係自治体等と連携し、原子力防災体制の充実・強化に取り組んでまいります。

【質問3】

避難計画の基本は、段階的避難として示されていますが、住民が指示通り段階的に避難すると考えて計画を作成されているのでしょうか？ それとも計画通りには動かないという事も加味して計画されているのでしょうか？

【回答】

広域避難計画は、原子力発電所の状況などに応じて、住民の避難体制、原子力災害時にとるべき避難などの行動について、基本的な方針を定めた計画となっています。

そのため、住民が指示通りに避難するかしらないかということを加味した計画となっております。

【質問4】

飛行機事故やテロ行為などによる原子炉の破壊、あるいは、地震などによる燃料プールの崩壊など、ごく短時間で原子力発電所から放射性物質が放出される場合があると思われませんが、そのような場合も本計画通り実施していく事を想定しているのでしょうか？ あるいは、今後そのような場合の避難計画を別途作成することを計画されているのでしょうか？

【回答】

武力攻撃事態等については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び県国民保護計画等を踏まえ、市国民保護計画を策定しており、その中で、原子力発電所における武力攻撃事態等への対処について定めています。

また、計画に定めのない事項については、原則として市地域防災基本計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講じるとしています。

【質問5】

福島原発事故ではいわゆる「最悪シナリオ」のような事態になる事が危惧されました。たまたまの幸運が重なり避けられましたが、そのような、最悪、数百km圏で避難が求められるような事態では、本計画では対処できないと思われませんが、そのような場合の計画は考えられているのでしょうか？

【回答】

原子力災害対策指針において、あらかじめ原子力災害が発生した場合を仮定して、その影響の及ぶ可能性のある区域を定めて、重点的に対策を講じておく必要があるとして、原子力施設の種類に応じてその範囲の目安が定められております。

PAZは原子力施設からおおむね半径5km、UPZは原子力施設からおおむね半径30kmを目安としており、この発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて定められているものであります。このため、本市避難計画においても、この目安を踏まえて広域避難計画を策定し

ているものです。

【質問6】

一旦、避難計画にのっとして避難した後、どのような状況になったら柏崎に戻って来られるでしょうか？ その時期や、その目安となる柏崎の放射線量はどのくらいと想定されているでしょうか？

【回答】

原子力規制庁に確認し、次の回答を得ております。

原子力災害対策指針では、避難指示を含む各種防護措置の解除に当たっては、当該措置が設定される際の基準、又は当該措置を解除する際の状況を踏まえて策定される新たな基準を下回ることを基本的な条件とすることが適切としています。

ただし、その際には関連する地方公共団体との協議を経て慎重に判断することが必要であるとしており、また、必要に応じて、適切な管理や除染措置等の新たな防護措置を講じなければならないこととしています。

【質問7】

避難開始時、私たちは何日くらいの避難を考えて避難準備をすべきなのでしょうか？

【回答】

内閣府に確認し、次の回答を得ております。

避難期間については、原子力施設の状況や周辺の線量測定の結果などによって変わってくることから、具体的な期間を申し上げることはできません。

地域の皆様の日常生活が困難とならないよう国と自治体が連携し、物資などの支援供給体制の充実・強化に努めていきます。

【質問8】

私たちは、通常年間1mSv以上の被曝を強制されないわけですが、この避難計画が発動される原子力事故では最大どれくらいまで被曝を強いられる（許容させられる）ことになるのでしょうか？

【回答】

内閣府に確認し、次の回答を得ております。

原子力災害対策指針では、原子力災害が発生した場合には、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない一時移転や避難に伴う健康等への影響も抑えることを防護措置の基本的な考え方としており、柏崎市においてもこれらを踏まえて地域防災計画が策定されております。

なお、原子力規制委員会では、原子力災害発生初期（1週間以内）の緊急時を対象

に、原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやす（その線量を上回る被ばくの発生がないように防護戦略を策定するための、被ばく線量についての水準）を実効線量で 100mSv の水準としており、現行の OIL に基づく防護措置を適切に講じることにより、地域住民等の公衆が受ける被ばく線量は、事前対策めやす線量を十分下回るとされております。

【質問 9】

この避難計画を実施するためには、多くの方が原子力災害下で働かなければなりません。公務員、施設・病院等の勤務者、バス等の運転手、学校・保育園等の職員、被曝スクリーニングをはじめ避難誘導のための要員、大雪など交通確保のための要員等数え上げたらきりがありませんが、これらの人々が原子力災害の際、職責を果たすには、一定の被曝を覚悟しなければならない場合が多々あると思われまます。そこで、これらの人々に被曝を前提とした業務を命令あるいは要請する場合、その法的根拠は整備されているのでしょうか？ またその命令又は要請を拒否することは可能でしょうか？ また、この業務によって被曝して健康障害をきたした場合、補償する制度は整備されているのでしょうか？

【回答】

公務員は住民の生命、身体及び財産を守るため、防災に関する計画を作成し、計画を実施する責務を有していることから、災害が発生した場合、災害対応に当たることとなります。

災害時の業務の要請については、災害対策基本法第 65 条に、市長は緊急の必要があると認めるとき、市民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させることができると定められています。

また、業務の命令については、災害対策基本法第 71 条等において、都道府県知事の従事命令について、その範囲、手続等が定められています。

業務によって被曝して健康障害をきたした場合の補償制度について国に確認したところ、次の回答を得ています。

原子力防災業務関係者が当該業務によって被曝して生じた健康障害については、それぞれ適用される法令や条例、協定などにに基づき、自治体等から補償を受けることとなります。

なお、損害賠償請求の際に「原子炉の運転等」により生じる放射線の作用等と相当因果関係が認められれば、原賠法第 2 条 2 項の「原子力損害」として原賠法が適用され、原子力事業者からの賠償の対象となりますが、どのようなケースで相当因果関係が認められるかについては、ケースバイケースとなります。

また、バスの運転手については、県がバス協会と協定を締結しており、その内容について県に確認したところ、次の回答を得ています。

原子力災害時におけるバスによる避難者の輸送については、昨年 10 月に県と県バス協会が「原子力災害時における人員の輸送等に関する協定」を締結し、バス事業者

への住民輸送の要請時に必要な事項を定めることにより、協力いただく際の枠組みを整備し、その中で、本業務により従業者が損害を負った場合の補償について定めています。

本協定においては、避難者の輸送業務について、運転手の方々に協力を義務付けるものではありませんが、運転手の方々から災害時に協力いただけるよう、研修や訓練などを通し、安全対策や放射線の知識等について理解を深めていただくなどの取組を続けていきます。

【質問10】

私たちは、たまたまこの町に住んでいるというだけで、なぜこのような避難計画を受容して生きていかなければならないのでしょうか。市当局は市民にきちんと説明をする必要があるのではないのでしょうか？

【回答】

自治体では、地震、風水害はもとより、豪雪、火山の噴火など個々の地域に応じて地域防災計画、避難計画などを策定しています。

当市は、昭和44（1969）年3月に、市議会による原子力発電所の誘致実現に関する決議が行われ、以後、原子力発電所とともに歩んできた歴史があります。

そうしたことから、原子力発電所の立地自治体として、原子力災害が発生もしくは発生するおそれがある場合に備えて避難計画を策定しています。

原子力発電所の誘致から52年が経っていることから、このような歴史や経過について折に触れて周知を図ってまいりたいと考えています。

【1 情報を得よう】

【質問11】

「透明性を確保する地域の会」の発足のきっかけのひとつは2002年の東電トラブル隠しでした。東電のこのような姿勢はそれ以前から綿々と続いてきた事ですが、以後も改善されることはなく、今年になっても、相次ぐ不正、情報公開の遅れは、東電の情報公開の姿勢に大きな疑問を持たせるものです。原発事故発生時にはその東京電力から、正確な情報を早期に入手する事が非常に重要なわけですが、上述のような東京電力に対して、正確な情報の早期入手をどのように担保し、保証するのでしょうか？

【回答】

東京電力とは、関係法令の遵守や積極的な情報の公開など、周辺地域住民の安全確保を目的とした安全協定を締結しています。

東京電力による情報公開や通報連絡は、安全協定を根拠するものですが、東京電力は、この度の一連の事案が、原子力事業者としての姿勢が問われ、市民からの信頼を

大きく損なったことを再認識していただきたいと市の考えを伝えているところです。

東京電力においては、9月23日までに原子力規制庁に対し、原因の特定、改善措置活動の計画などの報告書を提出することになりますが、原点に立ち戻って、信頼回復に努めていただきたいと考えております。

【質問12】

防災無線にしろ、FMピッカラにしろ、市役所が拠点になると思われますが、市庁舎の建物は放射線防護できているのでしょうか

【回答】

頻発する災害に備えるため、市役所新庁舎に常設の災害対策室を整備したところです。また、新庁舎整備に合わせ、災害対策室及び防災行政無線の放送設備を有する防災情報室に放射線防護対策を実施し、原子力災害時の原子力災害対策本部機能の維持を図ることとしています。

【質問13】

汚染が広がった場合、FMピッカラのスタッフや市の職員は出動するのでしょうか。

【回答】

警戒事態となる事象が発生しましたら、市では警戒本部を設置し、第1次配備態勢をとり、施設敷地緊急事態となりましたら原子力災害対策本部を設置し、第2次配備態勢をとり全職員が参集します。警戒事態の事象である震度6弱以上の地震発生時は、全職員が参集します。

FMピッカラの御質問ですが、大規模災害発生時に住民の皆様へお伝えする情報は、防災行政無線放送に切り替えて行うこととしています。FMピッカラの職員が不在の場合においても緊急放送することは可能となっています。

【質問14】

市職員はどの程度の汚染度になったら退避するのでしょうか？ FMピッカラの放送中止の基準はあるのでしょうか？

【回答】

市役所の所在地が避難準備区域（UPZ）であることから、所在する地域に避難や一時移転の指示が出された場合はその指示に従うこととなりますが、災害対策本部機能を維持するため、新庁舎において放射線防護設備を整備したところであります。

問13でお答えしたとおり、住民の皆様へお伝えする情報は、防災行政無線放送に切り替えて行います。

【屋内退避】

【質問 15】

屋内退避より、避難の方が被曝低減には有用であると思われませんが、UPZ住民にまず屋内退避を求める理由は何でしょうか？

【回答】

原子力規制庁に確認し、次の回答を得ております。

原子力災害対策指針における緊急時の放射線防護措置の目的は、住民等に対する放射線による重篤な確定的影響を回避し又は最小化すること、及び確率的影響のリスクを低減することです。

この考えに基づき、放射線による影響が相対的に大きいPAZでは、放射性物質が放出される前に予防的に避難を実施することを基本としています。

UPZにおいては、発電所から比較的距離があることから、特にプルームが通過する段階においては、避難によって発電所からの距離を取ることも、屋内退避によって建屋による遮へい効果や、放射性物質の吸入による内部被ばくを含む放射線影響の低減効果がより期待できるため、屋内退避を実施することを基本としています。

これは、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の原因としない健康等への影響をおさえることを考慮した上でも合理的な措置であると考えています。

【質問 16】

屋内退避でどれくらい被曝線量を低減できるのでしょうか？

【回答】

原子力規制庁に確認し、次の回答を得ております。

屋内退避による被ばくの低減効果については、建物の特徴や立地、放射性物質放出時の気象条件等により異なりますが、IAEAや、米国環境保護庁による研究によれば、屋内退避によって、放射性プルームや地表面等に沈着した放射性物質からのガンマ線の影響、放射性プルーム中の放射性物質の吸入摂取の影響などに対して被ばく線量を低減する効果があることが示されています。

特に、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく線量に関しては、米国環境保護庁による試算として、通常の換気率の建物では4分の1以下に、気密性の高い建物では20分の1以下に低減されるとする研究結果が知られています。

【質問 17】

屋内退避は最大何日くらい続くと想定されるのでしょうか？

【回答】

内閣府に確認し、次の回答を得ております。

屋内退避期間については、原子力施設の状況や周辺の線量測定の結果などによって変わってくることから、具体的な期間を申し上げることはできません。その時々状況に応じて適切に対応することとしております。

地域の皆様の日常生活が困難とならないよう国と自治体が連携し、物資などの支援供給体制の充実・強化に努めていきます。

【質問 18】

日頃からの備えとはいえ、屋内退避が長くなった場合、外部からの食料等の補充は可能でしょうか？

【回答】

市では、県及び防災関係機関等と協力して屋内退避者が必要となる飲料水、飲食物及び生活必需品等などの支援に努めることとしています。

市では、一定量の食料等の備蓄を行うとともに、民間事業者との災害時における物資供給の協定等を民間企業等と締結しています。

また必要に応じて、物資の調達等への協力を県へ要請することとしています。

物資の配布については、要配慮者等を優先しながら配布することとしております。

放射性物質放出後においては、県を通じて国へ支援を要請し、国の実動部隊などによる配布を想定しています。

【質問 19】

食料の備えがなかった家庭への食糧等の支援などは行われるのでしょうか？

【回答】

住民の皆様には、近年頻発する自然災害への備えとして、最低でも3日分、できれば7日分の飲食料品の備蓄をお願いしているところですが、屋内退避における生活支援については、質問18で回答したとおり対応します。

【質問 20】

放射能汚染で水道水が使えない状態の時、復旧作業は時間を要すると思いますが、特に飲料水などの補給は考慮されているのでしょうか？

【回答】

質問18で回答したとおりです。

【質問 21】

2013.10.4付けの会田市長名の文書によれば「フィルターベント設備の運用方法については、原子力防災対策とりわけ住民避難計画との整合性を図る必要性があることから、柏崎市、関係機関と十分な協議を行うこと」とされ

ていますが、ここでいう協議は行われていて、どのような結論になっているのでしょうか？

【回答】

フィルタベントの運用方法に係る住民避難計画の整合性は、県においても同様な条件を付しており、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会において、フィルタベント設備の性能や運用などについて確認をしています。また、避難計画との整合性は県において確認することとしており、市としましても、県と協議を重ねたいと考えています。

【質問 2 2】

フィルターベントが作動するタイミングはどこらへんを想定しているのでしょうか？

【回答】

東京電力ホールディングス株式会社に確認し、次の回答を得ております。

当社としては、重大事故が発生しないよう、安全を最優先とした発電所運営を行うことが何よりも重要と考えていますが、福島第一原子力発電所の事故のように、発電所に備えている多数の設備が機能喪失し、格納容器内の圧力が上昇した場合には、フィルタベントにて放射性物質を極力低減させた後にガスを排出することになります。

フィルタベントについては、最終的には運転手順書に基づき発電所の判断で行いますが、柏崎刈羽原子力発電所の6号機及び7号機の適合性審査において想定している事故進展では、事象発生から約38時間後にベント操作が必要となると評価しています。

なお、上記の評価は、福島第一原子力発電所事故よりもさらに圧力上昇が速くなる過酷な事故を想定したものです。当発電所では、上記の評価に加え、代替循環冷却設備を24時間以内に現場に設置し、除熱機能を回復させることで、フィルタベントを使用することなく、放射性物質の放出を可能な限り回避する設計としています。

【質問 2 3】

自宅退避中にベントが行われる可能性はあるのでしょうか？

【回答】

東京電力ホールディングス株式会社に確認し、次の回答を得ております。

フィルタベント実施のタイミングについては、質問22で回答のとおりです。

なお、事故が発生した際、当社からは、住民避難に直結する発電所の事故情報を速やか、かつ、正確にお知らせすることが重要と考えおり、フィルタベントに至るような事象に発展する前の段階から、国や各自治体、住民の避難対策の拠点となるオフサイトセンターに発電所の情報などを通報連絡することとしています。また、フィルタ

ベント実施時間についても同様に通報連絡することとしています。

【質問24】

その場合、自宅退避者の被ばく線量はどれくらいになるのでしょうか？

【回答】

東京電力ホールディングス株式会社に確認し、次の回答を得ております。

事故時の風速や風向、気象条件によって異なるため、被ばく線量については予測するのは極めて困難であり、一概に申し上げることはできません。

【質問25】

フィルターベントが行われる場合、事前に住民への情報伝達があるのでしょうか？

【回答】

内閣府に確認し、次の回答を得ております。

ご指摘のフィルターベントに限らず、地域住民の方に必要な情報が正確かつ迅速に提供されることが重要と考えております。

住民等への情報伝達手段が失われるような状態になることがないように、防災行政無線、広報車、ラジオ、テレビ、携帯電話端末への電子メール（緊急速報メール）等の多様な手段を活用し、迅速に情報伝達することとしております。

【PAZ】

【質問26】

原則自家用車で避難するとされていますが、PAZで何台を想定しているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

令和2年7月に、県がPAZ内の住民を対象に実施した原子力災害時の避難手段に関する調査の集計結果において、自家用車で避難する人数の割合は84.7%であったことから、PAZ内の住民（約19,600人）の84.7%（約16,600人）が自家用車で避難するものとして想定しています。

なお、PAZ内の住民の自家用車避難の台数までは、現時点では想定していません。

（柏崎市追加回答）

柏崎市における自家用車で避難する人数は、約12,800人と想定しています。

【質問27】

その人たちが退避完了するまでの時間はどのくらいかかると想定しているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

避難経路の被災復旧状況や避難指示の時刻など災害時の状況によって避難に要する時間が異なるため、想定する時間としてお示しできるものではありません。

【質問28】

その想定の根拠はどのようなもののでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

避難経路の被災状況や避難指示の時刻、UPZ住民の自主避難者数など災害時の状況によって避難に要する時間が異なるため、想定する時間としてお示しできるものではありません。

【質問29】

PAZ住民が避難する際、UPZ住民で指示を待たず避難を開始する人、車の数はどのくらいだと予想しているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

UPZ住民のうち指示を待たずに避難を開始する人数等について具体的に想定していませんが、国会事故調査報告書に記載されている、福島第一原子力発電所事故時の住民に対するアンケート結果によると、自主的な判断による避難を行った住民の割合は40%近くであったとされています。

【質問30】

早期にUPZ住民が多数避難開始した場合、PAZ住民が渋滞で避難できないことも想定されているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

UPZ住民の自主避難者が多数発生した場合、PAZ住民が円滑に避難できないおそれがあることから、UPZ住民の自主避難者を抑制できるよう、国、県、市町村が連携して予防的なPAZ住民の避難や屋内退避の有効性を周知してまいります。

【質問 3 1】

バスで避難する人数はどのくらいだと想定されているでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

令和 2 年 7 月に、県が P A Z 内の住民を対象に実施した原子力災害時の避難手段に関する調査の集計結果において、自家用車ではなくバスで避難する人数の割合は 15.3%であったことから、P A Z 内の住民（約 19,600 人）の 15.3%（約 3,000 人）がバスで避難するものと想定しています。

（柏崎市追加回答）

このうち、柏崎市におけるバスで避難する人数は約 2,300 人と想定しています。

【質問 3 2】

その場合の各地区のバスの台数は何台と想定されているでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

約 3,000 人の P A Z 住民がバスで避難するとした場合、大型バスの乗車定員である 1 台 45 人で計算すると、少なくとも 67 台のバスが必要となります。

各地区についても、人口に応じて同様にバスの台数が必要となります。

（柏崎市追加回答）

このうち、柏崎市における台数は 52 台となります。

【質問 3 3】

運転手は確保されているでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

昨年 10 月に県と県バス協会が「原子力災害時における人員の輸送等に関する協定」を締結し、バス事業者への住民輸送の要請時に必要な事項を定めることにより、協力いただく際の枠組みを整備しました。

運転手の方々に協力を義務付けるものではありませんが、災害時に協力いただけるよう、研修や訓練などを通し、安全対策や放射線の知識等について理解を深めていただくなどの取組を続けていきます。

【質問 3 4】

運転手の了承は得られているでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

昨年10月に県と県バス協会が「原子力災害時における人員の輸送等に関する協定」を締結し、バス事業者への住民輸送の要請時に必要な事項を定めることにより、協力いただく際の枠組みを整備しました。

個々の運転手の方々からは了承はいただいておりますが、災害時に協力いただけるよう、研修や訓練などを通し、安全対策や放射線の知識等について理解を深めていただくなどの取組を続けていきます。

【質問35】

高線量でも運転手は出勤を要請されるでしょうか？ 運転手に拒否権はあるでしょうか？ 運転手に出勤を依頼する線量に上限は定めてあるでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

県バス協会との協定において、被ばく線量が1ミリシーベルトを超えることが見込まれる場合は、要請は行わないこととしています。

また、協定における避難者の輸送業務については、運転手の方々に協力を義務付けるものではありません。

【質問36】

避難の途中で道路が渋滞した場合、長時間のバス乗車、場合によっては車中泊を強いられることもあると思いますが、そのような事態は想定しているのでしょうか？

【回答】

複合災害による避難経路の被災状況や災害時の状況などによって避難に要する時間は異なりますが、渋滞が発生した場合は、結果として乗車時間が長くなるものと想定されます。

【質問37】

その場合、あるいはそうでなくても、トイレなどの問題も切実ですが、対処法は用意されているのでしょうか？

【回答】

市では、高齢化の進展によりバス避難者の多くが高齢者という実態があることから、きめ細やかな対応など従前の計画の見直しの必要性を課題として捉えており、県に対しても、令和2（2020）年度の原子力防災訓練の課題と要望を作成し、提出したところです。

今後、県、関係機関と連携を図りながら、事前対策も含め検討を進めてまいりたい

と考えています。

【質問38】

ペットも一緒に避難するとされていますが、バスで避難する場合、一緒にバスに乗せるのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

バス避難時のペットの扱いについては、バス事業者の取り扱いによりますが、基本的にはキャリーバッグやケージなどに入れて、車内に乗せることとなります。

【質問39】

ヘリでの訓練が行われましたが、どの地区の何名をヘリで救出する予定でしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

原子力災害時における避難は、自家用車による避難を基本としており、ヘリコプターでの避難は、孤立した住民が出た場合などの状況に応じて行うものであることから、予めヘリコプターによる避難を計画している地区はありません。

【質問40】

ヘリによる避難は最大何名くらいまで可能なのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

ヘリコプターによる避難については、孤立した地区の範囲など原子力災害時の状況に応じて機数や運航回数を調整することから、事前に対応可能な輸送人数の最大数は定めていません。

【質問41】

高齢者で移動困難な人は、防護施設内での退避とされていますが、その人数は何人くらいと想定されているのでしょうか？

【回答】

放射線防護施設で屋内退避する方は、避難の実施により健康リスクが高まる方であり、その人数は、避難行動要支援者名簿によって把握しています。

令和3（2021）年3月25日現在、PAZにおける人数は12人となっています。

【質問 4 2】

食料等は何日分備蓄されているのでしょうか

【回答】

市が放射線防護設備を整備した高浜コミュニティセンターでは、屋内退避をする方の食料等として3日分を備蓄しています。

【質問 4 3】

その人たちを救出する場合、どなたが活動を行うのでしょうか？

【回答】

放射線防護施設で屋内退避する方は、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者であることから、避難者の健康状態を把握しながら避難を行う体制を組んで実施することを想定しています。

【質問 4 4】

線量が下がらなくても救出するのでしょうか？ 線量が下がらない場合、高線量下で救出するのでしょうか？

【回答】

放射線防護施設で屋内退避を続ける方が安全を確保できる場合は、屋内退避を継続する場合もあると考えますが、原子力発電所の事故状況などを踏まえ、避難の判断等を行うものと考えています。

【質問 4 5】

防護施設で、高齢者等の世話をするのはどなたか決めてあるのでしょうか？ 事前に依頼してあるのでしょうか？

【回答】

避難行動要支援者の登録をいただく際に申請されている地域支援者による避難の支援を想定しています。しかしながら、地域支援者が不在となる時間帯などに災害が発生する場合がありますので、市災害対策本部とコミセンに派遣した市職員である地区派遣隊と連携し、状況に応じて対応に当たることとしています。

【質問 4 6】

PAZ の高齢者施設などは施設内で待機の予定となっていますが、職員の確保の目途は立っているのでしょうか？ 職員は避難しないことを強制されるのでしょうか？

【回答】

地震などの予測不能な災害において、各施設において策定している災害ごとの対応マニュアル等に基づき、可能な限り職員が施設へ駆けつけ入所者を避難させることとなります。

原子力災害時においても同様であり、原子力災害避難計画を策定しており、基本的にはあらかじめ駆けつける職員や緊急連絡網を定めて、避難等ができる体制を構築しております。

また、放射線防護整備を有する施設においては、運用マニュアル等も策定し、必要な体制を整備しております。

【質問 4 7】

その場合の職員の出勤は強制されるものなのでしょうか？

【回答】

質問 4 6 で回答したとおり、各施設において策定している災害ごとの対応マニュアル等に基づき、災害時の体制を構築しておりますが、災害の状況や自らや家族の被災により、駆けつけることが困難な場合などの状況があるものと理解しています。

【質問 4 8】

また、食料の確保は可能でしょうか？ 特に屋内退避が予測より長期になった場合など、食料、飲料水などの補充はされるのでしょうか？

【回答】

放射線防護設備を有する施設においては、屋内退避を継続するための食料等の備蓄を行っておりますが、不足する状況などが生じましたら、施設から市原子力災害対策本部へ要請をいただき、補充等の対応を行うこととしています。

具体的な対応については、質問 1 8 で回答したとおりです。

【質問 4 9】

施設退避中に体調不良者となった場合、どうするのでしょうか？

【回答】

施設からの救急要請に基づいて対応に当たることとなりますが、状況に応じて、県、国と連携を図り搬送等を行います。

【質問 5 0】

特に、医療処置が必要な場合、どうやって病院へ移送するのでしょうか？

【回答】

質問49の回答のとおり。

【質問51】

時間がたって高汚染地区になってからの救出は可能なのでしょうか？

【回答】

放射線防護施設で屋内退避を続ける方が安全を確保できる場合は、屋内退避を継続する場合もあると考えますが、原子力発電所の事故状況などを踏まえ、避難の判断等を行うものと考えています。

【質問52】

何日目に救出される想定になっているのでしょうか？

【回答】

放射線防護施設からの避難は、適切な避難手段が確保された後に避難を実施することから、何日目という想定はしておりません。

【 UPZ 】

【質問53】

PAZと同じ質問ですが、UPZで何台の車が避難すると想定されているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

令和2年7月に、県がPAZ内の住民を対象に実施した原子力災害時の避難手段に関する調査の集計結果において、自家用車で避難する人数の割合は84.7%であったことから、UPZの内住民（約417,300人）についても84.7%（約353,500人）の方が自家用車で避難するものと想定しています。

ただし、UPZ内の防護措置については、国の原子力災害対策指針に基づき、全面緊急事態となった段階で、まずは屋内退避を実施し、さらに放射性物質が放出された後、放射線量が国の定める基準以上に上昇した場合に、上昇した地域を対象に避難等を行うこととしていますので、必ずしもUPZ内の住民全員が一時移転の対象となるものではありません。

（柏崎市追加回答）

このうち、柏崎市における自家用車で避難する人数は、約56,900人と想定しています。

【質問54】

その人たちが退避完了するまでの時間はどのくらいかかると想定されているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

避難経路の被災状況や避難指示区域の範囲など災害時の状況によって避難に要する時間が異なるため、想定する時間としてお示しできるものではありません。

【質問55】

その想定の根拠はどのようなものでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

避難経路の被災状況や避難指示区域の範囲など災害時の状況によって避難に要する時間が異なるため、想定する時間としてお示しできるものではありません。

【質問56】

もし、UPZ内の住民が全員一斉に屋内退避から避難開始した場合、市内～周辺の渋滞はどのような状態になるのか想定されているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

県及び市町村の避難計画では、UPZ住民の避難または一時移転の場合、スクリーニングポイントに立ち寄って汚染検査を受けることになっておりますが、多くのUPZ住民が一斉に避難開始した場合、スクリーニングポイントを起点とする渋滞が発生することが想定されます。

【質問57】

その自動車が全部スクリーニングポイントに到着するまで何分くらいかかると想定しているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

避難経路の被災状況や避難指示区域の範囲など災害時の状況によって避難に要する時間が異なるため、想定する時間としてお示しできるものではありません。

【質問58】

さらに、避難経由所に到達するまで何分を想定しているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

避難経路の被災状況や避難指示区域の範囲など災害時の状況によって避難に要する時間が異なるため、想定する時間としてお示しできるものではありません。

【質問59】

自家用車がなくバスで避難する人はUPZで何人くらいと想定されているでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

令和2年7月に、県がPAZ内の住民を対象に実施した原子力災害時の避難手段に関する調査の集計結果において、自家用車ではなくバスで避難する人数の割合は15.3%であったことから、UPZ内の住民（約417,300人）についても15.3%（の約63,900人）がバスで避難するものと想定しています。

ただし、UPZ内の防護措置については、国の原子力災害対策指針に基づき、全面緊急事態となった段階で、まずは屋内退避を実施し、さらに放射性物質が放出された後、放射線量が国の定める基準以上に上昇した場合に、上昇した地域を対象に避難等を行うこととしていますので、必ずしもUPZ内の住民全員が一時移転の対象となるものではありません。

（柏崎市追加回答）

このうち、柏崎市におけるバスで避難する人数は、約10,300人と想定しています。

【質問60】

そのバスは何台を想定しているでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

令和2年7月に県がPAZ内の住民を対象に実施した原子力災害時の避難手段に関する調査の集計結果において、自家用車ではなくバスで避難する人数の割合は15.3%であったことから、UPZ内の住民（約417,300人）についても15.3%（約63,900人）がバスで避難するものと想定しており、大型バスの定員である1台45人乗車で計算した場合、約1,400台のバスが必要となります。

ただし、UPZ内の防護措置については、国の原子力災害対策指針に基づき、全面緊急事態となった段階で、まずは屋内退避を実施し、さらに、放射性物質が放出された後、放射線量が基準以上に上昇した場合に、上昇した地域を対象に避難等を行うこととしていますので、必ずしもUPZ内住民全員が一時移転の対象となるものではあ

りません。

(柏崎市追加回答)

このうち、柏崎市における台数は約 230 台となります。

【質問 6 1】

バスで避難する住民は、線量が上がる中、バスの集合場所に移動するのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

UPZにおけるバス避難については、放射性プルームと呼ばれる雲のような塊が通過している間は、屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加する恐れがあるため、屋内退避を継続していただきます。

放射線量が上がる中で移動するのではなく、放射性プルームが通過し放射性物質が沈着した後、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定してから避難を行います。

【質問 6 2】

バス集合に遅れた場合、その人はどうなるのでしょうか？

【回答】

バス避難集合場所には、市職員であるバス避難支援隊を派遣し、その地区のコミュニティセンターに派遣した緊急時地区派遣隊と連携し、バスの過不足や避難状況を市原子力災害対策本部へ報告することとしており、バス避難者が避難できるよう体制をとる予定です。

また、市は県及び防災関係機関と協力し、避難区地域内の避難状況の確認を行うこととしています。

【質問 6 3】

UPZの避難開始から避難完了まではフィルターベントベントを行わないという事は可能でしょうか？ あるいは、そのように決められていますか？

【回答】

フィルタベントのタイミング等については、質問 2 2、2 3 で東京電力ホールディングス株式会社に確認しました回答のとおりです。

【避難方向と避難経路所】

【質問 6 4】

避難経路所での対策にあたる人員は他市町村の人になると思いますが、人員は確

保されているのでしょうか？ まだであれば、各避難経由所で何名程度を想定しているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

市町村による原子力安全対策に関する研究会が作成している避難経由所運営マニュアルにおいて、避難先市町村は、県の要請に基づき避難経由所の開設、受入準備を行うこととしております。

各避難経由所における必要な人数については、同マニュアルでは、受付事務で2名、情報連絡調整事務で2名、会場整理事務で若干名を最低人数としておりますが、避難者数により必要な人数は変わるため、状況に合わせて調整します。

【質問65】

避難経由所の後の避難所は確保されているのでしょうか？
決まっているが、非公開だという話も聞いていますが、真実でしょうか？ もし決まっているのであれば、公開する予定はあるのでしょうか？

【回答】

避難所の確保は、受入れ市町の協力をいただき確保しています。

避難所を非公表としている理由は、複合災害の場合などでは施設の安全確認をする必要がある場合など受入れ態勢を整える必要がありますが、その態勢が整う前や開設できない避難所に避難することで混乱が生じることが想定されるからです。そのため、まず避難経由所に向かっていただき、そこで受入れ態勢が整った避難所へ避難者を振り分け、誘導することとしています。

【質問66】

避難所にはどれくらいの期間留まる事を想定しているのでしょうか？

【回答】

避難所に留まる期間の想定については、質問6・7でお答えしたとおり、災害の規模等により避難期間が異なるため、想定する期間としてお示しできるものではありません。

市地域防災計画では、受入市町及び県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等、必要に応じて、二次的な避難施設として旅館やホテル等への避難を検討することとしています。

【質問67】

最終避難所にはどのような状況になるまで留まるのか、基準はありますか？

【回答】

避難指示の解除については、質問6で回答したとおりです。

【質問68】

場合によっては避難経路所の運営を預かる市町村自体が避難しなければならない状態になる可能性もあると思いますが、その時の対応は考えられているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

県地域防災計画（原子力対策編）において、避難先については複数設定するとされており、また県広域避難計画において、災害の種類、規模、風向きの状況等に応じて柔軟に選択するようにしています。

このため、万一、地震等の被害により避難先市町村において避難経路所が開設できない場合は、市町村等と連携し、避難ルートや避難先を変更する等対応します。

【質問69】

災害の規模によっては県外への避難が必要となる場合も十分ありうると思われますが、近隣県との調整はできているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

県広域避難計画においては、まずは県内で避難先を選択し、避難指示が広域に及ぶ場合に、近隣県への避難も選択として調整することとしています。

このため、万一、県外避難が必要になった際に、より円滑に対応できるよう、隣接県を訪問し、情報・意見交換を行うなどしているところです。

【4 自宅以外で原子力災害が起きたら】

――学校、保育園――

【PAZの学校保育園など】

【質問70】

事故発生の混乱のなかで家族が学校・保育園までの移動する事は可能でしょうか？

【回答】

学校や保育園などでの引渡しは、警戒事態から開始します。この段階は、原子力発電所において異常事象の発生又はそのおそれがあるため、今後備えた体制をとる段

階で、市民の皆様には速やかな帰宅をお願いします。そのため、交通の混乱も想定されることから、今後の避難行動が必要となる状況も踏まえて、状況に応じ県警察による交通誘導など交通混乱回避も必要であると認識しています。

【質問 7 1】

混乱時、いつもの家族が引き渡しに行けず、他の家族などが迎えに行った場合、引き渡しの家族確認ができるのでしょうか？

【回答】

学校及び保育園においては、引渡しに行く可能性がある方の名簿を保護者から提出していただいていることから、その名簿に基づいて引渡しを行うこととなります。

【質問 7 2】

引き渡しが失敗した生徒などについて、教師がバスで引率するようですが、その避難先は学校で決まっているのでしょうか？ それとも、住所によって振り分けるのでしょうか？

【回答】

学校、保育園などの避難又は一時移転先は、学校などの所在地に応じてあらかじめ決められた経路所に向かうこととなります。

【質問 7 3】

その避難方向別に教師は分かれるのでしょうか？

【回答】

質問 7 2 で回答したとおりです。

【質問 7 4】

バスは既に手配されているのでしょうか？

【回答】

バスの手配については、まずは市や学校等のバスで対応し、不足する場合は県バス協会と協定を締結している県に要請します。

【質問 7 5】

避難経路所で子供引き渡しは可能なのでしょうか？ 保護者と避難方向が異なる場合や、避難のタイミングがずれた場合、最終的にどこで引渡しになるのでしょうか？

【回答】

保護者への引渡しは、避難経由所で行うこととしています。昨年の県原子力防災訓練で引渡し訓練を実施し、手順などを確認したところですが、今後も訓練を重ね、課題などの検証を行うとともに、保護者の皆様にも引渡しについて理解を深めていただきたいと考えています。

【質問 7 6】

原発を挟んで南北に親子が分かれて学校、職場などにいた場合、同じ方向への避難は困難になりますが。極端な話、村上と糸魚川に分かれることもあり得ますが、小さい子供などの場合どうやって連絡を取ればいいのでしょうか？

【回答】

学校及び保育園において保護者の連絡先を把握しておりますので、避難の状況など適宜連絡を行うこととしています。

【質問 7 7】

そのような場合、親と離れた子供は、しばらくの間、教師や保育士が面倒を見るのでしょうか？

【回答】

引渡しができなかった場合は、教員及び保育士の引率のもと避難を行っておりますので、保護者への引渡しが完了するまで対応を行うこととしています。

【質問 7 8】

避難経由所等では学校、保育園での引渡し以上に、親子確認が困難になると思いますが、その辺はどうするのでしょうか？

【回答】

引渡しに行く可能性がある方の名簿を保護者から提出していただいております。また保護者の連絡先を把握しておりますので、適宜連絡を取りながら引渡しを行うこととしています。

【 U P Z の学校保育園など 】

【質問 7 9】

引き渡しについては PAZ と同じ問題があります。

【回答】

PAZ と同様に課題を共有し、対応してまいります。

【質問 80】

屋内退避が長くなった場合、学校等の食料、飲料水など備蓄をはじめ、屋内退避の継続が可能な体制はできているのでしょうか？

【回答】

質問 18 でお答えしたとおりです。

【質問 81】

子供の引き渡しを中止し、屋内退避となった時点以降に、子供の引き取りに来た家族に対し、拒否するのでしょうか？ 拒否しないとすれば、その都度部屋を開けて人が出入りすることになりますが、大丈夫でしょうか？

【回答】

全面緊急事態では、放射性物質が放出される可能性が高い事態が発生した段階であり、引渡しを中止する理由も、万が一放射性物質が放出された場合の無用な被ばくを避けるためでもあります。

引渡し時期については、今後も引渡し訓練を重ねていくことで、保護者の方の理解を深めていきたいと考えています。

【質問 82】

EAL3+OIL となり、教職員の指示で避難する場合、PAZ について、Q073～Q078 で指摘したものと同一様な問題点があります。

【回答】

質問 73 から 78 でお答えしたとおりです。

―― 社会福祉施設等の入所者 ――

【質問 83】

PAZ から他の施設への受け入要請をするとされていますが、具体的に決められているのでしょうか？ どれくらい確保されているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

PAZ 内の社会福祉施設の入所者等の避難先については、避難元の社会福祉施設の入所者の定員数や職員数を踏まえて、受入可能な UPZ 外の社会福祉施設をあらかじめ避難先として確保しています。

なお、柏崎市の PAZ 内の社会福祉施設の避難先施設については、柏崎市原子力災

害広域避難計画に掲載されています。

【質問 8 4】

あらかじめ指定された施設・病院への移動の手段はなんですか？ 救急車ですか？ それは十分に準備されているのでしょうか？

【回答】

避難手段は施設が保有する車両を活用しますが、不足する場合は県及び市が連携し、必要な車両を関係機関と調整して確保することとしています。

新潟県では、昨年10月に東京電力ホールディングス株式会社と原子力防災に関する協力協定を締結し、社会福祉施設に入所する要配慮者の避難に関する要員及び車両の支援を受けることが協定に含まれています。既に、東京電力ホールディングス株式会社では、車いすやストレッチャーに対応する福祉車両31台を配備しています。

【質問 8 5】

あらかじめ指定された施設・病院とは具体的にはどこで、受け入れが拒否されることはないのでしょうか？（特に受け入れ施設がUPZであれば）

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

PAZ内の社会福祉施設の入所者等の避難先については、避難元の社会福祉施設の入所者の定員数や職員数を踏まえ、受入可能なUPZ外の社会福祉施設をあらかじめ避難先として確保しています。

なお、柏崎市のPAZ内の社会福祉施設の避難先施設については、柏崎市原子力災害広域避難計画に掲載されています。

また、災害の状況等何らかの事情で、あらかじめ選定していた避難先施設が活用できない場合は、県が福祉団体等と、別途避難先について調整することとしています。

【質問 8 6】

EAL2で移動を開始する場合、そのスタッフは確保できているのでしょうか？ 施設が自力で行うのでしょうか？ 一部が避難、一部が残留となる場合、更に人手の不足することが考えられます。

【回答】

施設では、原子力災害避難計画を策定し、応援にかけつける職員など夜間の対応を定めております。また、原子力災害のみならず自然災害に対応する夜間の対応体制を定めており、それに基づいて対応するものと承知しています。

災害の状況によっては、計画で定めた対応が困難な場合など外部の支援が必要な場合は、市災害対策本部へ要請いただき、市ではその要請に基づいて県に派遣要請を行

うなど必要な対応を行います。

【質問 87】

避難で健康リスクが高まるため移動できない入所者などは、何人くらいを想定しているのでしょうか？

【回答】

各施設が入所者の状態を把握しており、その人数について適時確認をしております。

【質問 88】

それらの人々全員が屋内退避できるだけ「放射線防護機能を有する施設」は確保されているのでしょうか？

【回答】

把握している人数が放射線防護施設内で屋内退避できることを確認しています。

【質問 89】

屋内退避中に体調が悪化し病院等への移動が必要な時には、どのような手順で病院等へ移送するのでしょうか。

【回答】

質問 49、50 にお答えしたとおりです。

【質問 90】

そのような場合、相手方病院との調整、移動の手段、移動介助のスタッフなどは準備されていますか？

【回答】

御質問のことも含めて、受入調整等を行うこととなると考えます。

【質問 91】

施設によっては、放射線防護のため部屋（玄関）の開閉が困難なため、家族の引き受けを拒否する方針だと聞いていますが、それは事実でしょうか？

【回答】

放射線防護設備を稼働させる段階は全面緊急事態ですので、その段階で引渡しは行わないこととしています。

【質問 9 2】

その場合、迎えに行った家族は帰されるのでしょうか？

【回答】

放射線防護設備を稼働させる段階は全面緊急事態ですので、PAZでは避難指示が出ていますので、御自身の避難を優先していただきたいと考えます。

【質問 9 3】

施設に残留する入所者等を世話する人はあらかじめ決められているのでしょうか？

【回答】

放射線防護設備を有する施設では、原子力災害避難計画に加えて、放射線防護整備の対応マニュアル等を定めており、避難等の体制を構築していると承知しています。

【質問 9 4】

休日、夜間など職員が手薄な場合、自宅等にいる職員は出勤を求められるのでしょうか？

【回答】

質問 4 6 でお答えしたとおりです。

【質問 9 5】

職場と自宅の間に原発がある場合、リスクを冒して原発を迂回して出勤するのでしょうか？

【回答】

御質問の出勤する段階がどの事態を想定されているのか不明ですが、全面緊急事態では、放射性物質が放出される可能性が高い事態が発生した段階です。そのため、PAZには避難指示が出されており、一般車両のPAZ圏内への流入を禁止することになっています。

【UPZ】 PAZ での場合と重複する項目も多いです。

【質問 9 6】

施設に残留する入所者、患者を世話する担当者はあらかじめ決められているのでしょうか？

【回答】

地震などの予測不能な災害において、各施設において策定している災害ごとの対応マニュアル等に基づき、可能な限り職員が施設へ駆けつけ対応することとなります。

原子力災害時においても同様で、原子力災害避難計画を策定し、基本的にはあらかじめ駆けつける職員や緊急連絡網を定めて、対応する体制を構築していると承知しております。

【質問 97】

休日、夜間など職員が手薄な場合、自宅等にいる職員は出勤を求められるのでしょうか？

【回答】

質問 46 でお答えしたとおりです。

【質問 98】

職場と自宅の間に原発がある場合、原発を迂回して出勤する事が求められるのでしょうか？

【回答】

質問 95 でお答えしたとおりです。

【質問 99】

介護施設の職員には若い人も多いですが、自分の子供は後回しにして施設で働くことが義務となるのでしょうか？

【回答】

災害時における家族の安全確認を行うことは大事なことであります。一方で、災害時に勤務先などで求められる役割がある方もいらっしゃることも承知しておりますが、施設職員が働き続けることを義務付けるものはないと承知しています。

【質問 100】

入所者の何人が残留し、何人の職員が残るかは決められているのでしょうか？

【回答】

避難することによりリスクが高まる方については、それぞれの施設で入所者の身体状況により判断し、避難計画に基づいて対応するものと承知しています。

【質問101】

UPZでは避難の開始前に、県に受け入れ先調整を依頼とありますが、あらかじめ決められてはいないのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

UPZ内の社会福祉施設の入所者等の避難の際には、県広域避難計画において、県が福祉団体等と、避難先について調整することとしています。

【質問102】

施設内屋内退避の場合、食料や生活物資、介護物資などは十分に備蓄されているのでしょうか？ 予定より長期にわたって屋内退避が必要になった場合にも備えはあるのでしょうか？

【回答】

各施設において、地震等の予測不能な災害への備えとして食料等や介護物資などを備蓄しているものと承知しています。

屋内退避の長期化により不足する食料などへの対応は、問48で回答したとおりです。

【質問103】

避難でリスクが高まる入所者は自施設で屋内退避とされますが、UPZ住民が避難した後、施設内のみで食料、飲料水、人員を確保し、維持していくということになるのでしょうか？

【回答】

UPZに避難又は一時移転の指示が出る段階は、PAZ避難時の体制が整えられていることから、避難先の調整が整い次第、避難を実施することを想定しています。放射線防護施設については、策定している運用マニュアル等に基づいて対応するものと承知しています。食料等の支援が必要な場合は、質問48で回答したとおりです。

【質問104】

それはどれくらいの期間を想定しておけばいいのでしょうか？

【回答】

避難体制と避難先の調整が整い次第避難を行うことから、期間等の想定はしておりません。

— 病院入院患者 —

【質問105】

病院に入院中の患者について、重症者が多い場合、移動はほとんど困難となると思われます。そのような病院は、ほぼ屋内退避継続しか選択手段はなくなると思いますが、病院の医療の維持は可能なのでしょうか？ 具体的には食料、飲料水から始まって、透析用の水、医薬品、酸素、医療用資材などは十分に供給されるのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、病院等は自院で定めた避難計画に沿い、必要な飲料水、食料、医薬品等を備蓄することとされています。

病院等の備蓄が十分でなく、屋内退避に必要な物品が不足する場合は、県の災害対策本部から必要な資機材を供給することとされています。

【質問106】

病院からの移送を考えた場合、受け入れ施設と調整したとして、誰が移送を担うのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

入院患者の移送については、県の災害対策本部が移送のための要員・搬送手段を状況に応じて調整することを想定しています。

【質問107】

入院患者の移送について、中越沖地震の際はDMATが一定の役割を果たしましたが、福島の場合を見ると、高度の放射能汚染では、DMATの結集は不可能であると思います。どのような体制が考えられているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

入院患者の移送については、県の災害対策本部が移送のための要員・搬送手段を状況に応じて調整することを想定しています。

【5 要配慮者などの行動】

【質問108】

避難で健康リスクが高まる可能性がある要配慮者は、PAZ、UPZそれぞれ何

人くらいいらっしゃいますか？

【回答】

避難行動要支援者名簿により人数を把握しております。

令和3（2021）年3月25日現在、PAZで12人、UPZで38人となっています。

【質問109】

PAZの要配慮者は一般の人より早く避難を開始するということになっていますが、要介護状態であったり、病気療養中の方には、家族は同行するのでしょうか？ 他の家族もいる場合、一緒に避難を開始するのでしょうか？

【回答】

家族が複数いる場合、支援が必要であれば全員一緒に、また、支援が必要な方と同行者1名は施設敷地緊急事態で避難を行い、それ以外の方は全面緊急事態まで待って避難を行っていただいても構いません。

様々な家族状況が想定されますので、一概には言えず、各家庭で御判断いただきたいと考えます。

【質問110】

同行を要する場合、他に要介護者や、子供の引き取り、世話などもある場合はどうしたらいいのでしょうか？

【回答】

様々な家族状況が想定されますので、一概には言えず、各家庭で御判断いただきたいと考えます。

【質問111】

PAZ、UPZの「要介護者のうち避難で健康リスクが高まるため、福祉車両などで放射線防護施設に移動し屋内退避する」人は何人くらいいらっしゃると想定しているのでしょうか？

【回答】

避難行動要支援者名簿により人数を把握しております。

避難することで健康リスクが高まる方として把握しており、令和3（2021）年3月25日現在、PAZで12人、UPZで38人となっています。

【質問112】

福祉車両で防護施設に移動とされていますが、福祉車両などは何台あるの

でしょうか？

【回答】

質問84で回答したとおり、PAZにおける移動については、東京電力ホールディングス株式会社が用意した車いすやストレッチャーに対応する福祉車両31台を活用する予定にしています。

【質問113】

その福祉車両をフル回転して、Q111の対象者を移動させるのに、何回転で完了し、その所要時間はどれくらいと見積もっているのでしょうか？

【回答】

PAZについては、把握している対象者の避難想定を行っていますが、UPZについては、避難又は一時移転の対象地区となった地区が避難すること、実動部隊などの支援も必要に応じて受けることとなることから具体的な想定は行っておりません。

【質問114】

福祉車両の運行者の承諾は得てあるのでしょうか？

【回答】

東京電力ホールディングス株式会社から、協定に基づく支援を受けることとしています。

【質問115】

健康リスクが高まるため放射線防護施設に移動した方は、時間とともに、避難による健康リスクはより高まり、改善するとは考えられませんが、防護施設内に移動したのち、より悪化した状態で、避難を開始するのでしょうか？

【回答】

放射線防護施設に移動する方は、在宅等での生活が可能であるが、長時間の避難等によってリスクが高まる方と理解しています。長時間の避難においては、健康状態を把握しながらの避難を必要とし、そのための体制を整える必要があります。また、体制が整わずに避難することは健康リスクを悪化させる可能性があり、避難体制が整うまでの間に、万が一、放射性物質の放出があった場合でも被ばくのリスクを低減させるため、避難体制を整えている間、放射線防護施設で屋内退避をいただくものであります。

— 通所系サービスの利用者 —

【質問 116】

デイサービスをはじめとする通所系サービスの利用者は、災害発生時どのような対処となるのでしょうか？

【回答】

通所系の社会福祉施設では、原子力災害時に、利用者を御家族へ引渡すことを想定しています。

【質問 117】

基本的にはとりあえず自宅に戻ることになるとは思いますが、家族が迎えに行けない場合、施設内で屋内退避となるのでしょうか？

【回答】

家族が迎えに来るまでの間は、施設内で待機いただくこととなります。最終的に家族が来られない場合は、PAZ、UPZの各施設が個々の状況に応じて定めている災害の対応マニュアル等に基づき対応することとなります。

【質問 118】

UPZ 住民が PAZ 内の施設に通所している場合、家族が PAZ 内の施設に迎えに行ったうえで、自宅で屋内退避をするのでしょうか？

【回答】

警戒事態、施設敷地緊急事態においては、PAZ 施設に迎えにお願いいただき、御自宅で屋内退避をしていただくこととなります。

【質問 119】

UPZ 内の通所施設については、屋内退避に対処する想定もなされていないと思いますが、帰宅できない方が出た場合、どうするのでしょうか？

【回答】

自然災害などにおいても帰宅できない状況が想定されることから、各施設が個々の状況に応じて定めている災害の対応マニュアル等に基づき対応することとなります。

— 在宅患者など — 特に UPZ の屋内退避について

【質問 120】

UPZ での屋内退避する場合、要支援者を抱え、訪問看護やヘルパーの援助を受けている家庭へのサポート継続は可能なのでしょうか？

【回答】

屋内退避者の生活支援について、市は県及び防災関係機関等と協力して、生活支援に努めることとしています。UPZでは屋内退避を継続する必要がありますので、御質問のような介護の問題など屋内退避中における様々な課題等があります。他県の立地自治体の対応策なども参考にし、国、県、関係機関などと連携し協議を進め、課題の解決に向けて取組を進めていきたいと考えております。

【質問 1 2 1】

屋内退避が一定以上の長さになる場合、ヘルパーや訪問看護師は支援を継続するのでしょうか？

【回答】

質問 1 2 0 の回答のとおり。

【質問 1 2 2】

屋内退避中に体調不良となり、入院等が必要となった場合、通常の救急搬送等は可能なのでしょうか？

【回答】

放射性物質の放出後については、放射線への対応が必要となることから、放射線への対策を講じて救急搬送を行うこととなります。

【質問 1 2 3】

UPZ で状態をみて屋内退避していた方が、避難となった時点では避難できないとなった場合、その時点で、福祉車両等で、施設まで移動させるのでしょうか？

【回答】

身体状況に変化が生じた場合は、避難時点における身体状況に応じた移動手段が必要と考えます。そのような場合は、市職員を派遣しているコミュニティセンターや災害対策本部に御連絡いただき、対応したいと考えています。

【6 スクリーニングと除染】

スクリーニング及び簡易除染に関しては新潟県が主体となり実施することから、質問 1 2 4 から 1 3 5 の回答は、新潟県が作成しています。

【質問124】

各スクリーニングポイントでは何台、何名の検査を行う事が想定されているのでしょうか？

【回答】

各スクリーニングポイントでの想定台数、人数については、原子力災害の状況によって大きく左右されるため、事前に検査対象数の想定はしていません。

【質問125】

スクリーニングポイントでの人員の配置は何名体制でしょうか？

【回答】

各スクリーニングポイントの要員の配置数については、1箇所あたり数十名程度を想定しています。

【質問126】

上記で、一台あたり何分でスクリーニングすることを想定しているのでしょうか？

【回答】

車両一台あたりの検査に必要な時間は定めてはませんが、令和元年度のスクリーニング・簡易除染訓練の際の一台あたりの検査時間は、新潟県の検査方式で5分程度、国の検査方式で2～3分程度でした。

【質問127】

スクリーニング対象者の何割の人、車が除染の対象になると想定しているのでしょうか？

【回答】

除染対象者、除染対象車両の割合については、原子力災害の状況によって大きく左右されるため、事前に除染の対象となる人数や車両の数は想定しておりません。

【質問128】

一台の除染に何分を想定しているのでしょうか？

【回答】

一台当たりの除染に必要な時間については、汚染箇所の数や程度によって、大きく左右されるため予め想定はしていませんが、代表的な普通車における車両一台当たりの簡易除染時間（タイヤ部及びワイパー部を3人で実施した場合）は、概ね4分程度

であることが内閣府の研修で用いる資料で示されています。

【質問129】

除染での渋滞は起きないと考えているのでしょうか？

【回答】

除染での渋滞については、原子力災害の状況により、除染が必要となる車両の数は大きく変わってくることから、渋滞が生じる可能性も有るものと考えます。

このため、除染エリアに限らずスクリーニングポイント内で渋滞が発生するような場合は、担当者の割り振りを変更するなどし、渋滞している箇所の担当を増やす等の対応を行います。

【質問130】

除染スタッフ及び除染の設備は既に確保されているのでしょうか？

【回答】

除染スタッフと設備の確保については、昨年10月に県と東京電力ホールディングス（株）が「原子力防災に関する協力協定」を締結し、スクリーニングに関する要員及び資機材の支援協力について定めています。

また、協定に基づく東京電力からの協力のほか、除染スタッフについては、原子力災害医療協力機関や自衛隊などの協力を得ながら実施することとしており、除染の設備については、流水除染を実施する場合は、自衛隊等の実動組織へ対応を依頼します。

なお、設備等が不足する場合に備え、他県で用意されている設備等の共同利用などについても検討しています。

【質問131】

スクリーニングポイントは原発から数十 km ほどのところが多いですが、風下になった場合、この距離では線量が高くなる可能性があります。その場合、予定地点でのスクリーニング、除染は予定通り行われるのでしょうか？

【回答】

万一、開設したスクリーニングポイントの線量が上昇し、検査数値を正しく測定できなくなるような場合には、検査場所の変更を行います。

また、予め線量が高くなることが予測される場合は、その周辺ではスクリーニングポイントを開設せず、避難の方向等を勘案しながらスクリーニングポイントを決定します。

【質問132】

スクリーニング場所や避難経路所が変更になった場合、変更先での体制は準備されているのでしょうか？

【回答】

万一、スクリーニングポイントや避難経路所を変更する場合は、住民が混乱することがないように、必要に応じて、新たな会場の受入準備を予め進めるとともに、準備の整ったスクリーニングポイントや避難経路所の周知を行います。

【質問133】

福島第一原発事故では、放射性ヨウ素による甲状腺被曝について、ほとんどスクリーニングされていませんが、柏崎市の計画では、スクリーニングポイントでの甲状腺被曝のチェックは考えられているのでしょうか？

【回答】

スクリーニングポイントにおける検査は、除染が必要なレベルの外部汚染が無いかを確認するために実施するものであることから、甲状腺被曝のチェックはスクリーニングポイントでは行わないこととしています。

【質問134】

除染しても基準以上だった場合、医療機関へとなっていますが、どこの医療機関に行く事に決まっているのでしょうか？

【回答】

除染しても基準値以上となっている場合は、原子力災害拠点病院等に行っていくことを想定しています。

【質問135】

最悪の場合、何名くらいが除染不十分で、医療機関へ移送されることになると想定されているのでしょうか？

【回答】

公益社団法人日本放射線技師会の「東日本大震災への対応－福島第一原発事故への取り組み－中間報告」によると、15,600人のスクリーニングを行った結果、その中で基準値以上の汚染があった方は84人で、汚染の主な内容は住民が履いていた靴の裏やリュックサック、衣服等であったと報告されています。

いずれにしても、発生する災害の規模等や個人の汚染の程度など様々な状況を想定しながら対応していくことが必要と考えます。

【7 安定ヨウ素剤】

【質問136】

事前配布されたヨウ素剤服用のタイミングはどのような方法で周知するのでしょうか？

【回答】

市からは防災行政無線、緊急告知ラジオ、戸別受信機、エリアメール、FMピッカー、HP、SNSで、原子力災害合同対策協議会からもTV、ラジオ等を通じて周知を図ります。また、要支援者等に対しては自主防災組織や消防団等からの支援もお願いすることになっています。

—ヨウ素剤が事前配布されていないUPZ住民に対するヨウ素剤の配布について—

【質問137】

UPZ住民はスクリーニングポイントでヨウ素剤を受け取ることになっているようですが、屋内退避中に線量が上がり、避難開始する訳ですので、被曝以前にヨウ素剤を入手する事ができないと実効性がないのではないのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

「安定ヨウ素剤の配布・服用にあたって」（原子力規制庁）では、放射性ヨウ素にばく露された場合であってもばく露後8時間であれば（安定ヨウ素剤の服用により）約40%の抑制効果が期待できるとされています。

【質問138】

スクリーニングポイントまで（そこが汚染されていなければ）避難すれば、大きな放射性ヨウ素被曝の可能性は低くなると思われます。スクリーニングポイントにたどり着く前に服用する必要があります。配布のタイミングが遅いのではないのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

「安定ヨウ素剤の配布・服用にあたって」（原子力規制庁）では、放射性ヨウ素にばく露された場合であってもばく露後8時間であれば（安定ヨウ素剤の服用により）約40%の抑制効果が期待できるとされています。

【質問139】

バス避難の人はバスで配布を受けるとされていますが、係員が乗り込み配布するのでしょうか？ 運転手が配布するのですか？

【回答】

バス避難の際には市からバス避難支援隊要員が派遣され、バス避難集合場所で受付をすると共に安定ヨウ素剤の配布も行った後、到着したバスで避難することになります。なお、何らかの事情によりバス避難集合場所で配布できなかった場合は市の要員がバスの車内で配布することになります。

【質問140】

バスには事前にヨウ素剤が配布されているのでしょうか？

【回答】

バス避難者へ配布する安定ヨウ素剤はバス避難集合場所へ派遣される要員が持参します。

【質問141】

UPZ住民で、様々な理由で屋内退避または施設退避を続けなければならない人は、ヨウ素剤をどうやって入手するのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

原子力災害対策指針上、安定ヨウ素剤は避難・一時移転の際に必要なものであり、避難する際に一時集合場所等で入手していただくこととなります。

【質問142】

指示を守って服用とされていますが、福島では、指示を待っていた人は被曝してしまいました。決定的な改善策は示されていませんが、指示がきちんと伝わる方法は担保されているのでしょうか？

【回答】

内閣府に確認し、次の回答を得ております。

ご指摘の安定ヨウ素剤の服用指示に限らず、地域住民の方に必要な情報が正確かつ迅速に提供されることが重要と考えております。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて策定された、原子力災害対策指針では、「緊急時において、住民等の行動に関する指示や異常事態に関する情報が迅速かつ分かりやすくそして正確に伝達されるような体制を平時から構築しておく必要がある」、「具体的には、地域防災計画（原子力災害対策編）等におい

て、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定め、同様にして定めた一定の区域又は集落の責任者や住民等に迅速かつ正確な情報が伝達されるような仕組みを構築すること」が明記されております。柏崎市の地域防災計画（原子力災害対策編）においても、こうした住民等への的確な情報伝達活動についての項目を定めており、今後も毎年の訓練等を通じて迅速かつ正確な情報が伝達されるよう検証してまいります。

【質問143】

UPZ住民へのヨウ素剤の事前配布は考えられているでしょうか？

【回答】

柏崎市においてもUPZへの事前配布の必要性を認識しているところであり、県及び他UPZ市町と共に検討を進めているところです。

【地震との複合災害】

【質問144】

想定されている大きな地震での倒壊家屋の割合は何%くらいと想定されているでしょうか？

【回答】

市広域避難計画では、基本的な方針を定めた計画であることから、地震における被害想定を行って策定しているものではありません。

【質問145】

その場合、倒壊した家屋と、倒壊の危険があり室内にとどまれない人の数はどれくらいを想定しているのでしょうか？

【回答】

質問145でお答えしたとおり、具体的な想定は行っておりません。

【質問146】

地震対応を優先と書かれ、屋外避難が困難な場合には、市指定の避難所へ避難すると書かれていますが、指定避難所に避難する人の数と、市指定の避難所の収容人数はどれくらいでしょうか？

【回答】

市広域避難計画では、指定避難所に避難する人数の想定は行っておりません。避難所の収容人数は、令和3（2021）年4月1日現在、指定避難所204か所

で128,489人、そのうち優先開設避難所62か所は58,945人です。

【質問147】

地震に被災すると、家屋の密閉性は低下すると考えられますが、そのような場合でも可能なら屋内退避が求められるのでしょうか？

【回答】

地震等により家屋に留まることが困難となった場合は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することになっております。家屋の密閉性が失われている場合、一定の外部被ばく防止効果は確保されますが、密閉性低下により内部被ばく効果が低減しますので、指定緊急避難場所等に避難をしていただくこととなります。

【質問148】

そのような場合の被曝線量はどれくらいになると想定されているのでしょうか？

【回答】

内閣府に確認し、次の回答を得ております。

避難所等の建物の特徴や立地、放射性物質放出時の気象条件等により異なるため、一概にお答えすることは困難であるものの、内閣府が実施した研究結果※においては、避難所等での屋内退避により、一定の内部被ばく・外部被ばくの低減効果があるという研究結果を示しております。

引き続き新たな科学的知見を収集して改定を行い、住民の皆様により理解を深めていただけるよう取り組んでいきます。

※原子力災害発生時の防護措置—放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避—について

[暫定版]

内閣府（原子力防災担当）、日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター 令和2年3月（令和3年2月修正）

【質問149】

地震で市の指定する避難所へ避難した場合、何日分くらいの生活物資、食料等が確保されているのでしょうか？

【回答】

災害時における食料品・生活必需品等の備蓄は、中越沖地震での避難者数などを基に、適切な品目及び数量の備蓄を行っており、必要最小限の備蓄以外は、民間企業の保有する流通在庫を活用する計画としています。

【質問150】

原子力災害が発生していた場合、地震災害に対する外からの支援が困難となる場合もあると思われませんが、複合災害における特別な支援部隊などの準備はされているのでしょうか

【回答】

関係省庁や関係自治体等で構成される柏崎刈羽地域原子力防災協議会の作業部会において、柏崎刈羽地域の緊急時対応の策定を進めています。策定済の他地域の緊急時対応では国の実動組織の支援体制が構築されていることから、今後、同様な支援体制が検討され、構築されるものと考えております。

【質問151】

余震の影響・避難手段の確保状況を考慮しつつ避難自治体に避難するとされていますが、道路が寸断されて、自家用車が壊れ、バスが来ない場合、どうやって避難したらいいのでしょうか？ 具体的な方法が考えられているのでしょうか？

【回答】

避難道路が被災した場合の道路啓開等の緊急措置や避難誘導、バス、鉄道、船舶などの交通手段による避難などについて、地域防災計画や広域避難計画に定めています。その計画を進める体制整備として、昨年、県ではバス避難における県バス協会との協定締結を行っています。また、計画の実効性を高めるため、複合災害など様々な想定のもとで訓練を行っているところであります。

複合災害時の避難については、それぞれの機関が役割を果たし、連携し、あらゆる手段を用いて避難を行うものと考えております。今後も関係機関による訓練を重ねていくことが必要であると考えております。

【質問152】

地震などで道路が遮断された場合、スクリーニングポイント、避難経路所に避難するまで原子力災害単独の場合に比べて更に時間がかかると考えられますが、どれくらいの時間を想定しているのでしょうか？

【回答】

新潟県に確認し、次の回答を得ております。

避難経路の被災状況や避難指示区域の範囲など災害時の状況によって避難に要する時間が異なるため、想定する時間としてお示しできるものではありません。

【質問153】

東日本大震災ほどの津波は来ないと思いますが、地震と合わせて、道路や自家用車など移動のための手段・施設が失われた場合、どうやって避難することを想定しているのでしょうか？

【回答】

質問151でお答えしたとおり、避難に当たっては様々な手段を用いて行います。自然災害等により通行が困難となる場合も想定して、避難経路を複数設定しており、津波被害により通行できない場合は、代替路や迂回ルートをお示しし、避難していただくことを想定しています。

【津波との複合災害】

【質問154】

津波が予想されるときは、放射性物質が降り注ぐ中、高台に避難するという事になるのでしょうか？

【回答】

複合災害時の基本的な考え方は、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合は、自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則としています。

【暴風雪との複合災害】 【豪雨・土砂災害との複合災害】

【質問155】

暴風雨、大雪などでバスもヘリも動かさないときは、PAZであっても、自宅待機となるようですが、自宅内での待機は、最大どれくらいの時間と想定しているのでしょうか？

【回答】

質問154でお答えしたとおり、暴風雨、大雪などによる人命リスクが極めて高い場合は、その人命のリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとしています。

屋内退避の想定時間はありませんが、暴風雨、大雪などに対する安全が確保された後に避難することとしています。

【質問156】

その場合、どれくらいの被曝線量になると想定しているのでしょうか？

【回答】

被ばく線量については、事故時の状況、放射性物質放出時の気象条件、建物の特徴や立地による低減効果など様々な要因により異なるため、想定する被ばく線量としてお示しできるものではありません。

【質問157】

避難時に大雪になった場合、各道路の除雪は追いつくのでしょうか？

【回答】

今冬の豪雪を踏まえて、今後、柏崎刈羽地域原子力防災協議会の作業部会等において、原子力災害と雪害との複合災害時の対応について協議することとしています。

【質問158】

各避難路の除雪車の台数は何台になっているのでしょうか？

【回答】

避難経路を複数の除雪業者で除雪する場合もあることから、台数をお示しすることはできませんが、市道除雪を行う除雪車の台数は、令和2（2020）年度は143台となっています。

【質問159】

避難車両が渋滞した場合、除雪車による除雪は可能でしょうか？ 魚沼の高速道路で見られたように閉じ込められることはないのでしょうか？

【回答】

今冬の豪雪を踏まえて、国道、高速道路などの対策について国土交通省、北陸地方整備局等で検討を行っているとお聞きしています。また、今後、柏崎刈羽地域原子力防災協議会の作業部会等において、原子力災害と雪害との複合災害時の対応について協議することとしています。

【質問160】

雪だけでなく、渋滞でも起こりますが、道路で閉じ込められ、周辺の放射線量が増加してきた場合、避難できませんが、それらの人を救出する方法は考えられているのでしょうか？

【回答】

避難においては30km圏外への早期離脱が重要であり、迅速で円滑に避難できるよう県警察による交通誘導、交通規制の実施などの交通誘導體制を整備しているところです。避難の途中で、万が一、PAZにおいては放射性物質が放出された場合、UPZにおいては放射性物質が放出され、避難や一時移転が必要になった場合は、早期離

脱が可能となるよう関係機関が連携して対応を行う必要があり、被害状況によっては国の実動部隊の支援要請なども行うことも想定されることから、訓練を通じ関係機関の連携に努めてまいります。

【感染症流行下の原子力災害】について

【質問 161】

複合災害に感染症流行下の原子力災害の項目がありませんが、早急に必要ではないでしょうか？

【回答】

感染症流行下での防護措置については、防護措置全体に関わる事項として、第6章の複合災害時の対応ではなく、第2章の原子力災害対策の基本事項に記載したところです。

【質問 162】

感染症流行下、不特定多数がバスで避難する際、感染予防はどうするのでしょうか？ 例えば密集回避のため、バスの台数を増やすなど、考えられている方法があれば教えてください。

【回答】

バス車内における感染症対策については、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」が示されており、昨年の県原子力防災訓練の住民避難訓練においても、1台当たりの乗車人数を半分にするなど感染症対策を実施しているところです。

昨年11月に、内閣府が「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を示したことから、このガイドラインを踏まえた対応を行うこととしています。

【質問 163】

感染症流行下での避難所生活をどう管理するのでしょうか？ 感染予防のための面積は十分確保されるのでしょうか？

【回答】

新型コロナウイルス感染対策については、避難所における新型コロナウイルス感染症対策への対応に係る各種通知等に加え、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン等も踏まえて対応します。

また、感染予防のための距離の確保が困難な場合については、他市町村の避難所、旅館やホテル等を活用することも検討します。

【質問164】

避難所で新型コロナのようなクラスターが発生した場合、受け入れ市町村は対処できるのでしょうか？

【回答】

万が一、新型コロナウイルスなどの感染症患者が発生した場合は、感染症対策を所管する保健所の指示を仰ぎ、受け入れ市町村と連携を図り、感染拡大を防止する対策を講じてまいります。

— 複合災害全般として —

【質問165】

複合災害で地震、風雪大雨を優先した場合、避難可能となった時点で原子力災害はEAL3+OIL発動の状態となっている可能性も大きいですが、この時点からPAZ、UPZとも、一斉に避難を開始すると考えていますか？ それとも、この時点でもまずPAZの避難を優先し、UPZは屋内退避継続を要請することになるのでしょうか？

【回答】

原子力災害の状況に応じて対応すべきものと考えますが、OIL1の避難、OIL2の1週間以内の一時移転では避難の対応が異なりますので、緊急時モニタリングによる区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえて避難を開始することになります。

避難又は一時移転の防護措置は、国、県、PAZ・UPZ市町村、原子力事業者、防災関係機関による原子力災害合同対策協議会で、放射線量、発電所の状況、被災状況、気象情報など様々な情報を共有し、防護措置の実施要領を定めて実施することになります。

【質問166】

大雪、大雨、地震による自動車の損傷や道路の破損など、車が動かせないときはどうしたらいいのでしょうか？

【回答】

自然災害の発災時には、原子力災害発生の可能性も視野に迅速な対応が必要となります。しかしながら災害の規模によっては自家用車避難が困難な状況の場合は、他のあらゆる手段を用い、他地域や他機関からの応援、国の実動部隊による支援を要請し、避難を実施することになります。

【質問 167】

原子力災害単独でも非常に困難を伴うと思われる要援護者等に対する支援は、複合災害の場合、絶望的に困難だと思われれます。何らかの対策は考えられているのでしょうか？

【回答】

自主防災組織、消防団などの地域の皆様のお力をいただき、市の職員で地域に派遣する緊急時地区派遣隊が連携し支援に当たります。対応が出来ない場合などは、市原子力災害対策本部の指示に基づき対応に当たることとしていますが、不足する支援などについては、質問 166 でお答えしたとおり、他地域や他機関からの応援、国の実動部隊による支援を要請し、避難を実施することになります。

【最後に】

【質問 168】

前回の防災計画で記載されていた 10 の「今後の課題」に、今回新たに 1 つの課題が追加され、合計 11 の課題が記載されています。今後解決される見通しは立っているのでしょうか？

【回答】

11 の課題には、訓練を行って課題を解決していくもの、関係機関との協議が必要なもの、国等に継続的に求めていくものなど様々あり、そのための訓練の実施や協議等を行っているところです。広域避難計画は、県の広域避難計画を踏まえることは当然であり、関係機関との連携も不可欠でありますので、今後も課題解決に向けて取り組んでまいります。